

利用規約

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人名古屋まちづくり公社（以下「公社」という。）及び公社が組織する社会実験事務局（以下「事務局」という。）が管理運営する中川運河再生社会実験に係る暫定拠点（以下「拠点」という。）の貸しスペースの管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（使用の範囲）

第2条 貸しスペースは、コンテナA棟、コンテナB棟、縁側エリア及び水辺エリア（ステージ）とする。

2 貸しスペースは、中川運河再生社会実験の各種事業による使用に支障のない範囲で、個人又は団体が使用することができる。ただし、公社が特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

（使用の承認）

第3条 貸しスペースの使用を希望する者は、公社の承認を受けなければならない。

2 公社は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
- (2) この要綱の規定に違反するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）が利用するおそれがあるとき。
- (4) 中川運河再生社会実験の各種事業により使用するとき。
- (5) 政治的又は宗教的用途に使用するとき。
- (6) 他人の信用または名誉・プライバシーを侵害するおそれがあるとき。
- (7) 拠点の運営目的から不適切だと判断できるもの。
- (8) その他拠点の管理上支障があると認められるとき。

3 公社は、第1項の承認に際して、管理上必要な条件をつけることができる。

4 公社は、第5条に基づく申し込みについて、第2項各号の該当の是非について疑義がある場合は、名古屋市及び名古屋港管理組合と協議して承認するものとする。

（使用の予約申込）

第4条 貸しスペースの使用を希望する者は、公社が指定するウェブ予約システム（以下「予約システム」という。）により予約申込をしなければならない。

2 前項の申込は、使用希望日（2日以上連続して使用しようとする場合は、その初日をいう。）の6ヶ月前からすることができる。ただし、公社が特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

（使用の申込）

第5条 前条の規定により、貸しスペースの予約申込をした者は、使用希望日から4週間前まで（予約申込から使用希望日までの期間が4週間に満たない場合は、予約申込から5営業日以内）に、事務局に使用申込書（様式1）と企画概要書を提出しなければならない。

2 前項により使用申込した者は、必要に応じて関係行政機関等と事前調整を行い、届出が必要な場合は、届出の写しを前項の書類と併せて事務局に提出しなければならない。

(使用料)

第6条 貸しスペースの使用料は、無償とする。

(使用承認の通知)

第7条 使用の承認は、使用申込をした者にメールにより通知することによって行う。

(使用承認の取消等)

第8条 公社は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸しスペースの使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項各号の規定に該当することが発覚したとき。
- (2) 虚偽の申込み、その他不正な手段により申込みを行ったとき。
- (3) 使用承認した内容及び条件に違反したとき。
- (4) 第12条第1項各号に規定する禁止行為を行ったとき。

2 前項の規定による使用の承認の取消しは、第7条の規定により使用承認の通知を受けた者（以下「使用者」という。）にメールにより通知することによって行う。

3 公社は、第1項に基づく取消しについて、第1項各号の該当の是非について疑義がある場合は、名古屋市及び名古屋港管理組合と協議して取り消しをするものとする。

(特別の設備)

第9条 使用者は、貸しスペースの使用にあたって、特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ公社の承認を受けなければならない。

2 前項の承認の申請は、使用の申込の際に併せて行うものとする。

(原状回復等)

第10条 使用者は、使用を終わったとき、又は第8条の規定により使用の停止若しくは使用承認の取消しがなされたときは、直ちに前条の規定による承認を受けて設けた特別の設備を撤去し、かつ、貸しスペースを原状に回復しなければならない。

2 使用者は、使用を終わったときは、公社が指定するアンケートに協力しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(行為の禁止等)

第12条 貸しスペースにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 寄付金品を募集すること。
- (3) 労働争議、署名活動、勧誘行為をすること。
- (4) 個人情報保護法に抵触する情報収集行為や活動をすること。
- (5) 承認された場所以外で広告類を掲出し、又は頒布すること。
- (6) 施設、備品等を損傷、汚損又は滅失するおそれのある行為をすること。
- (7) 騒音、振動又は大声を発するなど他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。

(8) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯すること。

(9) その他拠点の管理上支障があると認められる行為をすること。

2 使用者は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 入場者の安全確保の措置を講ずること。

(2) 入場者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。

(立入り)

第13条 公社は、拠点の管理上必要があるときは、使用承認をした貸しスペースに、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

(退場)

第14条 公社は、この要綱に違反し、貸しスペースの管理の業務に従事している者の指示に従わない場合には、退場を命ずることができる。

(損害賠償等)

第15条 使用者は、貸しスペースの使用にあたって、施設、備品等を損傷、汚損又は滅失させた場合は、公社が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合その他公社がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 貸しスペースの利用に伴う人身事故、物品の盗難もしくは破損事故その他のすべての事故について、公社及び事務局に故意又は重大な過失がある場合を除き、公社及び事務局は一切の責任を負わない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、貸しスペースの使用について必要な事項は、公社が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

施設使用申込書

公益財団法人名古屋まちづくり公社 様

貴社の施設利用規約等を了承の上、 別紙必要書類を添えて利用を申込みいたします。		申込日	年 月 日 ()
1	会社名・団体名 代 表 者 名	TEL	
	所 在 地	e-mail	
2	使 用 日 時	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	
		時 分から 時 分まで	
3	使 用 施 設	コンテナA棟（会議室）・コンテナB棟（展示室）・縁側エリア（屋根下） 水辺エリア（ステージ）・キッチンカー・施設全体	
4	企 画 名		
5	使 用 目 的		
6	一 般 公 開	Public ・ Private	
7	参加者数 想定集客数	人 ※集客イベントの場合は、想定集客数をご記入ください。	
8	企 画 責 任 者	氏 名	フリガナ
		携帯電話番号	
9	現 場 責 任 者	氏 名	フリガナ
		携帯電話番号	
10	備 考		

◇ 企画概要書、スケジュール、図面、公的機関への届出（写）を添付してください。

公益財団法人名古屋まちづくり公社 経営企画室（パレットニュー運営事務局）

TEL 080-5867-9048 E-mail kikaku-jimu@nup.or.jp

弊社記入欄	承認	担当

- 使用申込書類等に記載のとおり、施設の使用を承認します。
- 使用にあたっては、PALET.NU（パレットニュー）の利用規約ならびに各種法令を遵守してください。
- 本書記入事項及び添付書類の内容は社外に遺漏いたしません。
- 施設の使用において申請内容と相違があると判断した場合や近隣住民や企業からのクレームが発生した場合は、（公財）名古屋まちづくり公社の判断にて開催を中止させていただく場合があります。